



大台町社会福祉協議会 ガイドブック

【地域福祉係事業版】

※社会福祉協議会のシンボルマーク

このマークは、全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークです。

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取りあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

社会福祉協議会って？

○法的位置づけ



社会福祉法第 109 条により規定された「地域福祉の推進を目的」とした団体です。

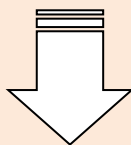
○社会福祉協議会の基本と使命



地域福祉（社会福祉）の理念とは、『ノーマライゼーション』です。

ノーマライゼーションとは、

「誰もが地域で普通に暮らせる。またそれを社会があたりまえと思う考え」のこと



※住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことが出来る
「福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

○社会福祉協議会の活動



地域の中で起きている様々な福祉課題（潜在化している個人の問題も含め）を地域全体の課題として捉え、関係機関とともに考え、協議を行い、協力し合い解決を図ることを通して、住民主体の福祉のまちづくりと地域福祉の推進を目指しています。

○社協と行政との関係は「ともに地域福祉を推進するパートナー」



「社協」は「行政」とともに、市町村域全体を視野に地域福祉を推進する公共的な組織であり、地域における「新たな支え合い」を推進するための重要なパートナーです。



地域福祉のもくじ



0	分かりやすいもくじ・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
1	生活支援コーディネーター事業・・・・・・・・	8 ページ
2	高齢者相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
3	日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ページ
4	生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ページ
5	地域福祉金庫貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ページ
6	生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・	13 ページ
7	みえ福祉の「わ」創造事業・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ページ
8	心配ごと相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・	18 ページ
9	福祉機器貸出事業・・・・・・・・・・・・・・・・	19 ページ

10 福祉車両貸出事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ

11 大台町家族介護教室・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ページ

12 大台町家族介護者交流事業・・・・・・・・・・・・ 20ページ

13 高齢者給食サービス事業・・・・・・・・・・・・ 21ページ

14 機関紙発行事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21ページ

15 ボランティア推進事業・・・・・・・・・・・・・・ 22ページ

16 大台町シルバー人材センター事業・・・・・・・・ 24ページ

17 日本赤十字社三重県支部大台町分区事業・・・・ 25ページ

18 募金及び災害義援金受付事業・・・・・・・・・・・・ 26ページ

19 福祉団体への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28ページ



分かりやすいもくじ



「8つのどれかで困ったら！」

1. 福祉の相談や情報が知りたいと思ったら

@集会所とかでやっている地域の活動に参加したい。
@最近、足腰が弱ってきた。転倒が心配！
@高齢な家族のことで相談したい。
@町内の福祉団体教えて？？？
@社協って何してるの？

- 1) 生活支援コーディネーター事業・・・・・・・・・・ 8ページ
- 2) 高齢者相談支援事業・・・・・・・・・・ 8ページ
- 14) 機関紙発行事業・・・・・・・・・・ 21ページ
- 19) 福祉団体助成事業・・・・・・・・・・ 28ページ

2. 介護の相談や情報が知りたい、話したいと思ったら

@転ばぬ先の杖！！介護の勉強したい！！
@同じ介護をしている方ってどうしてるのかな？話聞いてみたい！

- 1) 生活支援コーディネーター事業・・・・・・・・・・ 8ページ
- 2) 高齢者相談支援事業・・・・・・・・・・ 8ページ
- 11) 大台町家族介護教室・・・・・・・・・・ 20ページ
- 12) 大台町家族介護者交流事業・・・・・・・・・・ 20ページ

3. 福祉用品・用具・移動に困ったら

@骨折して寝起きがしんどいなあ！一時的に介護ベッドあればなあ
@外出するのに車いすがあれば、楽に行けるのになあ。
@病院連れて行くの大変!!車いすのまま車に乗せて行きたいなあ。
@80歳超えたし、食事の支度が辛いなあ。

- 9) 福祉機器貸出事業・・・・・・・・・・19ページ
- 10) 福祉車両貸出事業・・・・・・・・・・19ページ
- 13) 高齢者給食サービス事業・・・・・・・・21ページ

4. 地域とのかかわりや活動がしたいと思ったら

@地域の人を助きたい！グループ作って活動しようかなあ？
@活動しているけど、事故とかあったらどうしよう？
@定年してからすることないなあ。経験を活かしたい！！
@土地の維持管理どうしよかなあ周りに迷惑かけれんなあ
@家具とか動かしたいけど、頼める人おらんから困る

- 1) 生活支援コーディネーター事業・・・・・・・・8ページ
- 15) ボランティア推進事業・・・・・・・・22ページ
- 16) 大台町シルバー人材センター事業・・・・・・・・24ページ
- 19) 福祉団体助成事業・・・・・・・・28ページ

5. お金のことで困ったら

- @お金の出し入れや公共料金の支払いがうまくできない。
- @入学の支度金が足りない…。
- @生活費入れた財布落とした、次の給与までどうしよう!!
- @家をバリアフリーにしたいけど、お金が無い。
- @障がい者の家族が使える様に車を改造したい
- @病気療養したいけど、働かないと生活ができない。困った…
- @収入も少ないし、蓄えも無いし生活どうしよう？
- @借金の相談をしたい。

- 3) 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・ 9ページ
- 4) 生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・ 10ページ
- 5) 地域福祉金庫貸付事業・・・・・・・・・・ 12ページ
- 6) 生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・・・ 13ページ
- 7) みえ福祉の「わ」創造事業・・・・・・・・・・ 15ページ
- 8) 心配ごと相談事業・・・・・・・・・・ 18ページ

6. 災害が心配と感じたら

- @災害ボランティアってなに？災害の時、手伝えること有るかなあ？
- @AEDとかいのちの研修、講師で来てくれる方いないかなあ？
- @火災直後の方って、生活用品どうしてるのかなあ

- 15) ボランティア推進事業・・・・・・・・・・ 22ページ
- 17) 日本赤十字社三重県支部大台町分区事業・・・・ 25ページ

7. 解決に困ったら

- @通販や訪問販売などによく騙されてしまう。もう、騙されたくない。
- @悩みの解決方法やどこへ相談したらいいかアドバイスが欲しい。
- @裁判所から書類が来たけど書き方が分からない？
- @法律のことはさっぱりだ！聞いてみよう！！
- @行政事業の不満どこへ伝えればいいの？

- 2) 高齢者相談支援事業・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 6) 生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・ 13 ページ
- 8) 心配ごと相談事業・・・・・・・・・・ 18 ページ

8. 何か社会貢献したいと思ったら

- @もうすぐ新米取れるけど古米がたくさんあるのどうしよう。
- @活動を応援したい。協力したい！
- @社協の募金って、何に使ってんの？？？
- @社会貢献したいなあ。よしっ！寄付をしよう！！って、どこがあるの？

- 7) みえ福祉の「わ」創造事業・・・・・・・・ 15 ページ
- 15) ボランティア推進事業・・・・・・・・ 22 ページ
- 16) 大台町シルバー人材センター事業・・・・ 24 ページ
- 18) 募金及び災害義援金受付事業・・・・ 26 ページ



生活支援コーディネーター事業

目 的	地域住民の居場所や生活サポート活動など、人と人がつながる地域の支え合いを推進します。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域のつながりを再構築するため地域課題を把握し、課題解決に向けて協力します。 また、地域にある社会資源を把握して、必要な情報を提供します。 ちょっとした困り事など、身近な住民同士で助け合う「見守り」や「日常生活の支援」など地域住民や関係機関と連携、協力しながら解決に向けての取り組みを一緒に考えます。
内 容	*地域情報交換会の開催 *自主グループ訪問・内容把握 *地域の社会資源の把握 *地域ケア会議等への出席 *見守り及び支援が必要な高齢者への相談支援 *認知症初期集中支援チーム員活動 *自主グループの立上げ支援
対象者	高齢者の生活支援を支えていただける方及び関係者 地域にお住まいの高齢者



地域の集まりや催し物があれば、ぜひお知らせください！



高齢者相談支援事業

目 的	支援の必要な高齢者及び高齢者等の家族の様々な相談に応じ実態を把握し、関係機関に連絡するとともに協力及び連携して、その問題の解決に指導や助言等支援を行います。
内 容	*窓口や電話による困りごとなどの初回相談 *福祉、介護事業の相談及び啓発 *他機関からの相談 *状況把握が必要な方への家庭訪問（安否確認・経過観察） *介護予防・日常生活支援総合事業対象者の確認 必要に応じて 介護保険申請の代行や行政へ基本チェックリスト実施依頼 総合事業の新規申請者への対応
対象者	町内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者及び高齢者等の家族





日常生活自立支援事業

目 的	ホームヘルプサービスや給食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をするときに、自分ひとりで判断するには不安がある、預金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払い方がわからないといったことでお困りの方が地域で心から安心して生活が送れるようお手伝いします。
内 容	①福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。 ●さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談 ●福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理 ●入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談 ●福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援 ②毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。 ●福祉サービスの利用料金の支払い代行 ●病院への医療費の支払いの手続き ●税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の 公共料金の支払いの手続 ●年金や福祉手当の受領に必要な手続き ●日用品購入の代金支払い手続き ●預金の出し入れ、また預金の解約の手続き ③日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。 ●住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談 ●住民票の届け出等に関する手続き ●商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き ④大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。 ●保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします。
対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで適切に判断することに不安がある方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。 福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、利用することができます。
利用方法	社会福祉協議会まで是非ご相談ください。

利用の注意事項

日常生活自立支援事業は、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。

障害などにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につなげたり、また、「成年後見制度」の利用を支援します。

※成年後見制度とは、精神上の障害によって判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3タイプがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

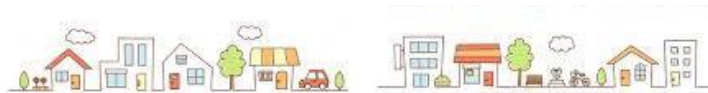


生活福祉資金貸付制度

事業内容	他制度の利用が困難な比較的所得が少ない世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対して、単に資金の貸付を行うものではなく、<u>住み慣れた場所で安定して自立した生活を支援する制度</u>で、社会福祉協議会やお住まいの地域を担当する民生委員が借入の相談時から返済が完了するまでの間、さまざまな過程で助言を行い、支援に関わります。 ※他の制度等の利用ができる場合は、そちらが優先となります。
対象者	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯で、本人確認が可能で決まった住所があり返済が見込める以下の方です。 *税金等を滞納していない方 *他の必要な資金を借り入れることが困難な比較的所得の少ない世帯 *外国人については永住権を取得している場合のみ貸付対象となります <u>以下の場合、貸付に至らない場合があります。</u> * 複数の借金を抱えている * 以前借りた貸付をまだ返済していない * 返済を見込めない * 就労をしているが収入が低い * 年金を受給しているが収入が低い * 貸付をしても世帯の生活改善が見込めない
所得基準	①低所得世帯：世帯の所得が生活保護基準（見直し前の基準）の2倍以下 ②高齢者世帯：世帯の所得が生活保護基準（見直し前の基準）の2倍以下 ③障がい者世帯：世帯の所得が生活保護基準（見直し前の基準）の3倍以下
貸付資金種類	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があり、それぞれの資金種別、貸付対象世帯、貸付限度額が決まっています。 ※P10参照
申込み	社会福祉協議会、または民生委員が窓口となります。 <u>援助活動のために必要な範囲で現状の聞き取りを行います。</u>
必要項目	<u>借入申込書のほか、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。</u>
返済	返済期間内に返済完了できない場合は、<u>残元金に対して年5%の延滞利子が発生</u>します。※返済にかかる手数料は借受人の負担となります。
備考	しかし、自立した生活ができるように一時的な経済的ニーズに応えるとともに、貸付という性格上、将来に負担を残すことになりかねません。このため、<u>貸付額は必要最低限に限らせていただきます。</u>



貸付資金種類



総合支援資金

資金種別	低所得	高齢者	障がい	貸付限度額	連帯保証人
生活支援費	○	×	△	単身 15万円／月以内 その他 20万円／月以内	原則必要 連帯保証人無でも申請可
住宅入居費	○	×	△	40万円以内	
一時生活再建費	○	×	△	60万円以内	

貸付利子：無利子

※連帯保証人無の場合は年 1.5%

福祉資金

資金種別	低所得	高齢者	障がい	貸付限度額	連帯保証人
療養費	○	○	○	170万円以内	原則必要 連帯保証人無でも 申請可
介護等費	○	○	○	170万円以内	
福祉費	○	○	○	50万円以内	
福祉費（住宅）	○	○	○	250万円以内	
福祉用具購入費	×	○	○	170万円以内	
障がい者自動車購入費	×	×	○	250万円以内	
災害援護資金	○	△	△	150万円以内	
生業費	○	×	○	460万円以内	
技能習得費	○	△	○	580万円以内	
緊急小口資金	○	△	△	10万円以内	

貸付利子：無利子

※連帯保証人無の場合は年 1.5%

教育支援資金

資金種別	低所得	高齢者	障がい	貸付限度額	連帯保証人
教育支援費	○	△	△	高校 3. 5万円／月以内 専門 6. 0万円／月以内 短大 6. 0万円／月以内 大学 6. 5万円／月以内	不要 世帯状況によって 必要な場合あり
就学支度費	○	△	△	共通 50万円／月以内	

貸付利子：無利子

不動産担保型生活資金

資金種別	低所得	高齢者	障がい	貸付限度額	連帯保証人
不動産担保型生活資金	×	○	×	不動産評価額の 70%程度 （支払は 30万円／月以内）	要 推定相続人の 中から選定
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	×	○	×	不動産評価額の 70%程度 （支払は生活保護費（見直し 前の基準）の 1.5 倍／月以内）	不要

貸付利子：年 3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

○＝貸付可 △＝高齢者世帯・障がい者世帯としては直接該当にならないものの低所得世帯の基準に該当していれば低所得世帯として貸付可 ×＝貸付不可

地域福祉金庫貸付事業

事業内容	急に必要になった生活費１００，０００円を上限として無利子でお貸しします。
対象者	大台町に在住する生活困窮者 ※聞き取りの内容によりお貸しできない事もあります。
申込み	社会福祉協議会に来所又はご連絡ください。
必要項目	①連帯保証人：原則大台町に在住する２０歳以上６５歳未満であって、独立した生計を営みかつその世帯の更正に熱意を有する方 ②担当地区の民生委員の意見書 ※事前に①②にお話してありますと手続きがスムーズにできます。
返済	償還は貸付日から１２か月以内に金融口座から直接、全額又は分割で引き落としさせていただき償還となります。※引き落としに伴う手数料は借受人の方の負担になります。
備考	お申し込み時には、必要書類の記入のほか生活状況等詳しく聞き取りをさせていただき、援助指導をさせていただきます。

◆連帯保証人・連帯借受人になられる方へ

連帯借受人・連帯保証人は、借受人と同等の債務責任を負担します。
保証人と、連帯保証人の違いをよくご理解の上、お引き受けください。



保証種類	連帯保証人	保証人
保証する金額・責任の範囲	決まってない	決まっている
「先に借りた本人に請求してくれ」という権利	無し	有り
「先に借りた本人から借金回収してくれ」という権利	無し	有り

違い 1 | 連帯保証人は保証する金額・責任の範囲が決まっていない
「保証人」はどの借金をいくら保証するのか、責任の範囲が明確になっています。
しかし、「連帯保証人」は、主債務者（借金をした本人）と同じ責任を負わされます。

違い 2 | 連帯保証人には、先に借りた本人に請求してください！という権利が無い
連帯保証人には、「自分に請求しないで、まずは、主債務者に請求してください。」という権利（催告の抗弁権）がありません。

違い 3 | 連帯保証人には、先に借りた本人の財産から借金回収してください！という権利が無い
連帯保証人には、「自分の財産から回収するのではなく、まずは、主債務者の財産から回収してください。」という権利（検索の抗弁権）がありません。
よって、連帯保証人になるということは、「自分では１円もお金を借りていないが、借金をしたことになる」といえます。

以上が、「連帯保証人」と「保証人」の違いです。

生活困窮者自立支援制度

この制度（法律）は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。



○生活困窮者自立相談支援事業



目 的	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、自己選択、自己決定を基本にしつつ、必要な支援を受けながら、経済的自立だけではないその人なりの自立をめざします「セーフティネット」の充実・強化を図ることを目的としています。
内 容	○生活保護に至る前の段階から早期に支援します。 ①生活と就労に関する支援員を配置し、生活困窮者からの相談をワンストップ型の相談窓口により受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握します。 その後、一人ひとりの状況に応じ把握したニーズに応じた自立に向けた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、プランを作成し、これに沿って相談支援員等が生活困窮者とともに、生活困窮状態からの脱却をめざします。 ②プラン作成後は、以下の事業へ繋げ自立に向けた支援を行います。 * 「住居確保給付金の支給」 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。 * 「就労準備支援事業」 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する * 「一時生活支援事業」 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う * 「家計相談支援事業」※詳細は次項で紹介します。 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う * 「学習支援事業」 生活困窮家庭の子どもに行う * 「その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業」
対象者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。但し、生活保護受給者は、この対象から外れることになります。
利用方法	三重県生活相談支援センター、大台町役場町民福祉課、社会福祉協議会にご相談ください。



○家計相談支援事業



目 的	三重県生活相談支援センター等の利用者が、自立に向けて家計の問題を解決するため、支援員とともに家計計画表等を用いて家計の「見える化」を図り、家計再生プランを作成し、支援を行います。家計管理に関する支援だけでなく、各種情報提供を行い、早期に家計を再生できるよう支援を行います。
内 容	○「家計再生プラン」に基づき行われる支援は以下のとおりです。 ※家計相談支援員が専門的な知識・技術を活かして、一体的・総合的かつ継続的に家計管理を実施します。 ・ 家計管理に関する支援 ・ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消 ・ 各種給付制度等の利用に向けた支援 ・ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等） ・ 貸付けのあっせん など ○支援業務の具体的内容 ①相談者自身、課題が見えるようになるための支援 ・ 家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握（アセスメントの実施と家計表を用いた家計の実態把握） ②ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出すための支援 ・ 家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援（具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、具体的な支援内容を提案） ③相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援 ・ 家計の状況のモニタリングと出納管理の支援（目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施） ④家計管理能力を高め早期の生活再生
対象者	三重県生活相談支援センター等の利用方で、任意事業である家計相談支援事業の利用が必要と認められた方。
利用方法	利用者は、三重県生活相談支援センター等が手続きし、社会福祉協議会が行います。



みえ福祉の「わ」創造事業

少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中にあって様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方の支援のうち、県域の課題解決に取り組むために、社会福祉法人の協働による三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業を実施しています。



○生活困窮者支援緊急食料提供事業

目 的	生活困窮者世帯に対し、緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を行います。
内 容	当面の食糧に困っている方に対して、NPO 法人セカンドハーベスト名古屋から約3週間分(1世帯の場合)の食糧提供を行います。
対象者	次の条件を全て満たす方となります。 ①三重県内に居住しており、緊急的かつ一時的な支援が必要な方 ②本事業による食糧の提供を3回受けたことがない方 ③生活保護を受給していない方（申請中を含む）
利用方法	社会福祉協議会にご相談ください。 相談内容により三重県生活相談支援センター等をご案内することもあります。

※食糧は、NPO 法人セカンドハーベスト名古屋から1～2営業日後をめぐに届けられ、社会福祉協議会が申請者へお届けいたします。



○生活困窮者支援緊急食糧提供事業にかかる提供用食糧募集

目 的	NPO法人セカンドハーベストでは、法人及び一般の方から頂いた食糧の在庫が不足しています。 事業を円滑に行うため、皆さまから食糧を募集しています。
内 容	募集する食糧の量は問いません。食糧の品目としては、お米（白米）が最も喜ばれます。ただし、他の食品であってもかまいません。しかし、以下の条件を満たしてください。 ①未開封のもの ②生鮮食品以外のもの ③賞味期限が明記されており、またそれが1ヶ月以上先のもの ④包装や外装が破損していないもの ⑤瓶詰めの食品でないもの ⑥包装や外装を他のものに移し替えていないもの（お米は除く） ⑦水、その他飲料以外のもの
窓 口	社会福祉協議会へお持ちください。

○緊急時物品等支援事業

目 的	緊急性の高い、または就職活動の準備のために支援を要する生活困窮者世帯に対し、6,000円(1回限り)を上限として必要な物的支援を行います。
内 容	①生活困窮者の自立支援にあたって認められた場合、必要となる物品(水、オムツ、生理用品、カセットガス)等を購入し、相談者へ即日支給します。※最低限の生活に必要なもの以外は除外されます。 ②電気やガスが使えず、炊飯ができない方については、カセットコンロ及びガスボンベの貸与も行います。 ③就職活動に係る公的証明書類の取得や身だしなみを整えるための費用も事前に認められた場合支給します。
対象者	緊急性の高い物品等の購入支援を要する生活困窮者世帯
利用方法	社会福祉協議会にご相談ください。 相談内容により三重県生活相談支援センター等をご案内することもあります。



○生活困窮者就労活動支援事業

目 的	三重県生活相談支援センター等の利用者が、就労活動を行うための交通費を助成し、就労による自立に向けての支援を行います。
内 容	利用者が、公共交通機関を利用して就労に向けて対象となる活動を行った場合、交通費の負担を軽減するため、利用者行き帰りの交通費の負担を各100円にし、残りの交通費を助成します。 ただし、交通費の助成の上限額は行き帰り共1,500円の範囲内です。 なお、公共交通機関以外の手段を用いる場合の交通費、居住管轄または特定隣接地域以外のハローワークまでの交通費、鉄道の普通運賃以外の各種料金は助成対象外となります。
対象者	三重県生活相談支援センター等の利用方で、次の事由により公共交通機関を利用した方。 ①利用者が、三重県生活相談支援センター等を2回目以降に利用した場合の自立相談支援機関までの交通費 ②居住地を管轄するハローワークを含む職業紹介事業所までの交通費(ただし、ハローワークに関しては、一部の特定隣接地域についても対象に含めます) ③企業等における採用面接会場までの交通費 ④生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用している場合の訓練先までの交通費
利用方法	利用者は、三重県生活相談支援センター等で手続きし、社会福祉協議会へ申請します。



○賃貸住宅入居保証事業



目 的	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会へ加盟する不動産業者（ハトマークが目印）が管理する賃貸住宅への入居に際し、親族や友人に入居保証人を依頼することができない低所得者を対象として、入居契約期間内の家賃債務保証料を助成し、住居確保に係る負担を軽減します。
内 容	退去するまでの保証料として、事業者が提携する保証会社が定める金額を原則として一括で支払います。 但し、家賃債務保証契約が有期の場合は、2 年分（1 年契約以外認められない場合は 1 年分）を上限とします。 保証対象とする物資の家賃の上限額は、原則として単身世帯で 40,000 円、複数世帯で 50,000 円とします。 なお、地域性から家賃上限額以内の物件の確保が著しく困難な場合は、家賃債務保証料が 60,000 円（退去までの契約又は 2 年以上の契約の場合）の範囲内であれば、助成対象に含めることができるものとし、助成する家賃債務保証料の上限額は、契約時の家賃月額の 1.5 倍又は 60,000 円のいずれか低い方とします。
対象者	次の条件を全て満たす世帯の世帯主（世帯主以外の者で、事実上該当世帯の生計を維持していると県社協が認める者を含む）となります。 但し、全ての条件を満たさない場合であっても、県社協が特に必要と認めた場合はその限りではありません。 ①三重県内に居住又は住居しようとしており、親族等に入居の保証人を依頼できない状況にある世帯 ②市町民税及び県民税について、所得割の課税されていない世帯 ③生活保護を受給していない世帯 ④他に居住用不動産を所有していない世帯 ⑤世帯員に暴力団の構成員（構成員でなくなってから 5 年を経過していない者を含む）が含まれない世帯
利用方法	利用希望者は、社会福祉協議会若しくは、みえ福祉の「わ」創造事業に参画している社会福祉法人へご相談ください。 申込みは所定の申請書類に、所得課税証明書を添えて、県社協へ必要書類を送付します。 県社協で要件を審査し、利用者および賃貸住宅管理業者へ助成の可否を通知し、賃貸住宅管理業者が指定する金融機関の口座へ、対象となる家賃債務保証料助成金を送金します。



心配ごと相談事業

事業内容	日常生活の様々な悩みや困りごと等、無料でなんでも気軽に相談ができます。皆様からの様々な相談に対応するため、弁護士相談、行政相談、人権相談を毎月ごとに併設して行っております。 相談では、悩みの解決方法やどのような機関へ相談したらよいかなどアドバイスをします。お気軽にご利用ください。
対象者	大台町に在住している方、若しくは大台町に在住している方の相談をする方または大台町に関することの相談の方。
開催日	大台町社会福祉協議会広報誌「ねっとわーく」若しくは、HPをご覧ください。※P18 参照 また、開設前には行政防災無線を利用して、前日の夕方と当日の朝に放送をしております。
備考	※弁護士相談の日のみ事前予約を実施しております。 予約を希望される方は、相談日の前日（相談日が月曜日の場合は金曜日）に宮川支所（76-0160）へお申込ください。

心配ごと相談のご利用をお考えの方へ

○一般相談では、

悩みや困りごとなど、お話を聞かせていただき、アドバイスをいたします。

○弁護士相談では、

一般的なことから法律に関することなど多岐にわたり相談をお受けいたします。

○行政相談では、

行政サービスや行政の仕組み、手続きに関する相談をお受けいたします。

○人権相談では、

様々な差別や同和問題、各ハラスメント、インターネットへの悪意のある書き込みなど人権に関する相談をお受けいたします。





福祉機器貸出事業

事業内容	突然介護が必要になった時、家族等の介護負担を減らすため、無料で必要な期間福祉機器を貸し出しています。
対象者	大台町在住で在宅にいる方なら、どなたでも利用が出来ます。
対象機器	*介護用電動ベッド *介護用手動ベッド *自走用車イス *介護用車イス
申込み	まずは、社会福祉協議会にご連絡ください。 ※台数に限りがあり、お貸しできないこともあります。
備 考	ケガ等が完治したり、介護保険等の制度が利用できるようになったらお返しください。

◇使用の注意事項

- ①お貸しする福祉機器は、基本的に持ちに来ていただく様になっておりますが、困難な方についてはお届けいたします。
- ②貸出機器はリサイクル品になりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
- ③貸出の際は、職員にて清掃しますが気になる方につきましては、各自行ってください。



福祉車両貸出事業

事業内容	大台町に在住する、車イスを使用している方が移送に必要なとき、家族等の負担を軽減し、充実したよりよい生活ができるように、無料で1日の間福祉車両を貸出しています。
対象車両	* HONDA N-BOX 軽自動車 電動ウインチ スロープタイプ
申込み	まず、社会福祉協議会に連絡し、車両が空いているかをご確認してお申し込みください。 初回のご利用は、車両及び機器のご説明を致しますので、お時間に余裕をもって来てください。
備 考	*大台町内の移動については、ガソリン代も無料です。 *町外に出られたときは、満タン返しをお願いします。(要領収書提出コピー可) *有料道路料金 *高速道路料金 *フェリー、カートレイン料金 *駐車料金 *その他、運行に直接必要な費用は利用者負担になります。

◇使用の注意事項

- ①運転手は利用者が運転免許をお持ちの方を準備してください。
- ②乗る前には運転者が車両の安全点検等整備不良がないかを点検してください。
- ③車両はすべて禁煙であり、車内での喫煙は慎むこと。



大台町家族介護教室事業

事業内容	介護している家族等の様々なニーズに対応し、要介護者の在宅生活の継続、向上に向け、町民の方に介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術習得のため教室を開催しています。
開催日	年3回、2会場で開催しております。回覧、ケーブル文字放送及び行政防災無線にてご案内しておりますのでご覧ください。
参加申込み	大台町に在住の方で、介護福祉に関心興味のある方であれば、どなたでも参加できます。申し込み無しでも当日参加も可能になっております。 但し、送迎を希望される方は事前に社会福祉協議会に申し込みが必要になります。

☆過去の教室のご紹介

- 食事について：介護食、水分補給、災害時の食事法、食中毒、薬の正しい飲み方、口腔ケア
- 介護について：介護技術の基本、おむつの選び方、精神福祉
- 予防について：ピンピンころり、運動機能チェック、介護保険説明、新介護制度の説明、エンディングノート、コグニサイズ、救急法、悪徳商法対策、避難術
- 環境について：住環境コーディネーター、福祉用具、理学療法



大台町家族介護者交流事業（介護者のつどい）

事業内容	実際に在宅で介護をしている方に対し介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学等を活用した介護者相互の交流会を開催し、心身の健康回復（リフレッシュ）を行っています。
開催日	年4回実施しております。担当のケアマネージャーの方か回覧、ケーブル文字放送でご案内しておりますのでご覧ください。
参加申込み	大台町に在住し、在宅で実際に介護を行っている家族等の方が参加できます。申込みは、担当ケアマネージャーか社会福祉協議会にご連絡が必要です。

☆過去のつどいのご紹介

- 体操：健康体操、理学療法による体操、音楽療法、ヨガ体験、笑いヨガ、ケアリングヨガ
- リフレッシュ：近隣の散策、苔玉づくり、潮干狩り、足つぼ健康法、そば打ち体験、エステ体験、紀伊長島年末港市、アロマハンドマッサージ
- 生涯学習：口腔機能講習会・福祉用具講習会・臨床美術・施設見学・腰痛予防
- 食事：調理実習（レンジで簡単介護食、免疫の付く食事、栄養たっぷり介護食、風邪対策の食事、筋肉を作る食事）
- 交流：カフェでお茶、東員町との交流会、O. Bさんと交流、男性限定企画



高齢者給食サービス事業

事業内容	在宅で生活している高齢者の方達が安心して暮らしていけるように、健康維持や安否確認を兼ねて、地区担当民生委員・配達ボランティアの方達がお宅を訪問し、お弁当を配達しています。
対象者	大台町に在住する在宅の高齢者で、満80歳以上のひとり暮らし・世帯構成員全員が満80歳以上の世帯を対象にしています。 ※また同一敷地内に家族が在住している場合は対象外になります。
申込み	社会福祉協議会又は担当地区民生委員までお問い合わせください。
実施 及び 料金	*宮川地区：週1回 ※昼食として配達 *大台地区：月に3回（主に第2・3・4火曜日）※夕食として配達 *見守り料：1回あたり100円
配達	お弁当は調理ボランティア団体のご協力により作っています。 お弁当の配達は、地区担当民生委員・配達ボランティア団体のご協力により利用者宅まで配達を行っています。
備考	町民の皆様にもご協力いただいている赤い羽根共同募金を財源として当事業を運営させていただいております。



機関紙発行事業

事業内容	広報誌「ねっとわーく」を発行とホームページで社協が実施している事業のご紹介やボランティア・関係団体の活動紹介等も行っています。
発行	年4回発行（5月、8月、10月、1月） 各戸配布
URL	http://www.ma.mctv.ne.jp/~syakyou/ （毎月1回更新）
備考	



ボランティア推進事業

大台町社会福祉協議会では、地域の福祉活動の拠点としてボランティア活動の活性化を支援しています。



○ボランティアに関する教育・研修及び情報の収集と発信

事業内容	ボランティア情報の収集と発信、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能し、地域又は職場や学校などでのボランティア活動の活性化を支援しています。 また、地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える福祉のまちづくりをめざすほか、社協ではボランティア活動に関する相談また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点として役割を果たしています。
活動支援	*ボランティア活動に関する情報提供 ※P32 参照 *ボランティアグループ作りや運営などへの助言、協力 *ボランティアに関する講座の開催 *福祉教育に関する資料や機材の貸出、提供等 ※社協の本所には活動を行うための部屋があり、予約をして利用できます。 <u>地域福祉室：多目的に使用することができる部屋です。</u> 机が常時4本、椅子が12脚設置されています。会議ができます。
申込み	社会福祉協議会までお問い合わせください。



○ボランティア団体助成

内 容	大台町内における地域福祉に取り組むボランティア団体及び地域団体に対し、助成金を交付しています。
対 象	大台町社会福祉協議会に登録されている団体、若しくは、社会福祉協議会に委嘱された活動
交 付	社会福祉協議会の審査基準に基づき審議の上、地域福祉の推進に必要と認めた団体に交付を決定いたします。
申込み	社会福祉協議会までお問い合わせください。





○災害ボランティアセンター設置運営

内 容	大台町に大規模な災害が発生し、ボランティアの受け入れが必要となった場合、大台町社会福祉協議会では、大台町と連携し「大台町災害ボランティアセンター」を開設して被災地支援に取り組みます。 災害ボランティアセンターは、災害時ボランティア活動希望者と災害支援要請者をつなぐことです。
協力団体	大台町災害ボランティアコーディネーター連絡会 災害時には、被災者のニーズ把握、ボランティアの受付、送り出し、資材の貸出等、多岐に渡る運営業務があり、そのサポートをしていただきます。
活動内容	災害時に運営を円滑に行えるように研修会や減災活動などを行っています。
問い合わせ	社会福祉協議会までお問い合わせください。



○ボランティア活動保険等の手続き窓口

内容と種類	この保険は全国社協が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。 ○ボランティア活動保険 活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します。 ※災害ボランティア活動も、契約に応じて対応可能です。 ○ボランティア行事保険 地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における、主催者や参加者のケガ等、主催者の賠償責任（主催者責任）を補償します。
対 象	日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、下記の①～③までのいずれかに該当する活動とします。 ① ボランティアグループの会則に則り企画、立案された活動 （グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。） ② 社会福祉協議会に届け出た活動 ③ 社会福祉協議会に委嘱された活動 ※活動には、活動のための学習会または会議等も含まれます。 ※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上も含まれます。
申込み	社会福祉協議会までお問い合わせください。
備 考	詳しくは、保険の冊子または大台町社会福祉協議会にてご確認ください



大台町シルバー人材センター事業

定年退職者などの高齢者のライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

○会員の登録

事業内容	自分なりの働き方で、今までの経験を生かし、社会参加をしたい高齢者の方に対し就労の場を提供します。
対象者	大台町に住所を有する者でおおむね60歳以上で能力を活用し、補助的、短期的な仕事を通じて、働く喜びや社会参加等を希望する者
申込み	大台町社会福祉協議会 大台町シルバー人材センター

☆会員のメリット

- ①シルバー人材センターでは、会員の傷害・賠償に対しての保険に加入しています。
- ②事故を防止する為に、毎年会員対象に安全・適正就業研修を行っております。
- ③三重県シルバー人材センター連合会より各種技能の研修会に対する案内もしています。

○発注の依頼



事業内容	除草作業、屋内清掃、植木の手入れなど今までの経験を生かして、登録している高齢者が作業を請け負います。
依頼	大台町シルバー人材センターにお気軽にお問い合わせ下さい。 ご相談・お見積りのうえ契約させていただきます。
申込み	大台町社会福祉協議会 大台町シルバー人材センター

◇ご利用上の注意

- ①会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしています。
- ②仕事は基本的に請負又は委任による就業です。事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、「労働者派遣事業や職業紹介事業をご活用下さい」。
- ③高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事はお引き受けしておりません。

日本赤十字社三重県支部大台町分区事業

「人間の苦痛を予防・軽減し、生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する」という赤十字の理念と活動の基、日本赤十字社三重県支部は、明治 22 年 10 月に発足して以来、国際活動、災害救助活動、救急法等講習会の開催、医療事業、血液事業、青少年赤十字、奉仕団活動、社会福祉事業、県民の皆様のニーズに合わせた地域活動など、さまざまな活動に取り組んでいます。

特に三重は自然災害も多く発生する土地柄であり、これから起こりうる災害に備えあらゆる取り組みを行っております。これからも、赤十字の活動へのご理解とご協力をお願いいたします

※大森正信町長が選出され、会員の代表として分区長をしています。



りさいしゃ ○罹災者救援事業

事業内容	大台町内で発生した暴風、豪雨、洪水、地震そのほかの異常な自然現象により被害が生じたもので、災害救助法の適用を受けないもの又は火災若しくは爆発により被害が生じたもので罹災者に対し救援を行っています。
救援の種類	毛布、緊急セットの救援物資の支給及び死亡弔慰金の支給
対象者	* 当該家屋に現に居住する者で、災害により罹災した者及びその世帯 * 死亡弔慰金については、災害により死亡した者の遺族
実 施	日本赤十字社三重県支部 大台町分区



○健康と安全を守る赤十字の講習会（講師派遣）事業

事業内容	日常生活、あるいは水上における事故防止の思想の涵養と不慮の事故や急病に対する応急手当の普及と長寿社会に伴う家庭での病人の介護の仕方、また子どもの起こりやすい事故の防止や応急手当の講習会を普及しています。
救援の種類	「救急法」「水上安全法」「雪上安全法」「幼児安全法」「健康生活支援講習」の 5 つの講習の講師を派遣することが出来ます。講習は、約 2 時間程度
申込み	大台町社会福祉協議会 ※開催予定日の 2 か月前には申込みをしてください。
経 費	指導料は無料ですが、主催団体からは指導員の必要な経費の実費相当額をいただきます。ただし地区分区、奉仕団、法人社員、青少年赤十字加盟校及び収益を生じないボランティア団体は原則として徴収しません。

募金及び災害義援金受付事業

大台町社会福祉協議会では、年度を通して3つの社会福祉に関わる募金・寄付金及び災害義援金を各世帯にお願いしています。

○赤十字活動資金の募集



5月1日から5月31日までの1カ月間

事業内容	日本赤十字社は、毎年一定の資金を提供して下さる会員や様々な活動を展開するボランティアによって支えられています。
実 施	日本赤十字社三重県支部 大台町分区

○会費と寄附金の主な使いみち

- 1) 災害救護：災害救護資材の整備、救護要員訓練、救援物資備蓄費、救護看護師養成費等
- 2) 国際救援事業：海外での災害・紛争の緊急救援や開発協力等の国際活動並びに全国の赤十字にかかる経費
- 3) 講習事業（生命と安全を守る講習）：救急法等の赤十字講習による、安全思想普及にかかる講習会事業費
- 4) 赤十字ボランティア・青少年赤十字活動：赤十字ボランティアの活動並びに青少年赤十字活動にかかる指導者育成、メンバー養成、資料等の整備費
- 5) 広報活動：活動資金募集にかかる経費や広報事業、広報誌の発行等にかかる経費
- 6) 市町の活動：各市町における災害救護活動・救護装備品の整備・活動資金募集・奉仕団の育成等にかかる経費
- 7) 血液・医療事業：献血の推進・伊勢赤十字病院医療事業推進の経費
- 8) 支部業務運営：管理事務・評議員会・参与・職員研修等にかかる経費
- 9) 庁舎・倉庫管理：庁舎・災害倉庫の管理及び修繕にかかる経費



○日本赤十字社災害義援金の募集

※受付期間の終了まで行います。

事業内容	「人間の苦痛を予防・軽減し、生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する」という赤十字の理念と活動をご理解いただき、日本赤十字社の事業を財政面で支えていただきますようお願い申し上げます。
受 付	随時、国内における災害義援金を受付しております。 募金箱の設置及び大口の窓口対応
実 施	日本赤十字社三重県支部 大台町分区



○大台町社会福祉協議会会費



8月1日から9月30日までの2カ月間

事業内容	社協の活動資金の多くは、募金や会費などみなさまからの寄付で賄われ、それが活動の原動力となっています。 みなさまから納入いただいた会費は、高齢者、障害者、子どもたちなど全ての住民が生き生きと暮らすことのできる「福祉のまちづくり」をすすめる貴重な財源になります。 会員になって、「地域の支え愛」にご参加いただきますようお願いいたします。 「地域のために何か役立つことをしたい」という皆様のあたたかい心をお寄せください。
実 施	大台町社会福祉協議会

○会費の主な使いみち

*高齢者給食サービス事業

*福祉機器貸出事業

*福祉車輛貸出事業

*機関紙発行事業

*心配ごと相談事業 等



○赤い羽根共同募金



10月1日から12月31日までの3カ月間

事業内容	赤い羽根の募金活動は、町の人々のやさしい気持ちを集める活動です。 あなたのやさしさが、あなたの声かけが、あなたの行動が、きっと町を変えて行く、はじめの一步となるはずです。
募金の仕組み	町のみんなで集めた募金の約70%は、じぶんの町を良くする活動に使われています。 残りの30%は、みなさんの住んでいる町を超えた広域的な課題を解決するための活動に、三重県の範囲内で使われています。 また、大規模な災害が起こった際の備えとして、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。
実 施	中央共同募金会 三重県共同募金会 大台町共同募金委員会

○募金の使いみち

大台町では、町のみんなで集めていただいた募金の約70%を大台町社会福祉協議会が実施する高齢者給食サービス事業の貴重な浄財として使用させていただいております。

福祉団体への協力

大台町社会福祉協議会と関係している福祉団体のご紹介



○大台町高齢者クラブ連合会

事業内容	高齢者同士の仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。 大台町高齢者クラブ連合会は、地区ごとにも単位クラブとして小単位での活動も行っています。
活動内容	健康を維持する為に、グランドゴルフ等のスポーツ大会の開催や、交通安全・認知症予防等の研修会の実施。または親睦を図る為の親睦旅行を行ったりしています。
対 象	大台町に在住する方で概ね60歳以上の方が入会できます。
入 会	各単位クラブの会長又は社会福祉協議会へご連絡ください。※P31 参照



○大台町障がい者福祉会

事業内容	大台町に在住している障がい者の方達の当事者団体です。同じ悩みを共有又は相談し合い親睦を深め、大台町内の障がい福祉の増進を図る為に活動しています。
活動内容	会員同士の親睦を図る為、潮干狩りやバーベキュー、運動会を開催したり、三重県障害者団体連合会の研修会や交流事業にも団体で参加しています。
対 象	大台町に在住する方で、障害者手帳の交付を受けている方が入会できます。
入 会	各地区の役員又は社会福祉協議会へご連絡ください。



○大台町母子寡婦福祉会

事業内容	大台町内に在住している母子及び寡婦相互の親睦を図り、母子家庭及びひとり親家庭・寡婦の福祉の増進を図ることを目的として活動しています。
活動内容	会員同士の親睦を図る為、イチゴ狩り等の親睦を兼ねた交流会を実施したり、多気郡内の母子寡婦福祉会で団体間の交流会も行っております。
対 象	大台町に在住する方で、母子世帯の母子及び寡婦の方が入会できます。
入 会	各地区の役員又は社会福祉協議会へご連絡ください。



○大台町遺族会

事業内容	戦没者諸英霊の顕彰と、戦没者遺家族の福祉向上及び、交流、親睦を図り平和運動を展開することを目的に活動しています。
活動内容	戦没者英霊の顕彰または会員同士の親睦を深める為に、三重県護国神社への参拝を行い、3年に1度は靖国神社へも参拝を行っております。
対 象	大台町に在住する方で、戦没者遺家族の方が入会できます。
入 会	各地区の役員又は社会福祉協議会へご連絡ください。



○手をつなぐ親の会

事業内容	心身障がい児者の保護者が、相互の研修と親睦を図ることにより、心身障がい児者の福祉増進を目的に活動しています。
活用内容	会員同士の親睦、子供たちも一緒に楽しめるようなレクリエーションやパン作り体験等の事業を計画し実施しています。 また、他団体との交流や研修会も行っております。
対 象	大台町に在住する方で、心身障がい児者の保護者（施設に入所している児者を含む）の方が入会できます。
入 会	役員又は社会福祉協議会へご連絡ください。



○大台町民生委員児童委員協議会

事業内容	皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか？ 社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っております。
困りごと	何か困りごとがあれば、お住まいの地区民生委員児童委員にご相談下さい。 大台地区 24名 宮川地区 23名 主任児童委員 3名 計50名

メ

モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.



問い合わせ先

〒519-2428 三重県多気郡大台町栗生 1010 番地

社会福祉法人 大台町社会福祉協議会

本所 T E L : 0598-83-2862

E-mail: syakyou@ma.mctv.ne.jp

H. P : <http://www.ma.mctv.ne.jp/~syakyou/>

〒519-2505 三重県多気郡大台町江馬 122 番地

支所 T E L : 0598-76-0160

E-mail: o_sya-miya@ms2.mctv.ne.jp

改正日：令和4年4月